

【報告】令和4年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（水道局関係分）

令和4年度神戸市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫支出金	企業債	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	基幹施設整備工事	9,555,312,000	5,135,116,848	4,404,599,000	—	—	4,404,599,000	15,596,152	1,000,000	工程調整のため
		配水管整備増強工事	11,688,466,000	7,849,074,073	3,838,915,000	—	—	3,838,915,000	476,927	10,000,000	工程調整のため
		建物改良工事	487,729,000	478,463,906	8,800,000	—	—	8,800,000	465,094	1,000,000	工程調整のため
		貯浄配水施設改良工事	1,832,025,000	1,228,985,762	592,643,000	—	—	592,643,000	10,396,238	1,000,000	工程調整のため
		固定資産費	525,553,000	518,182,973	7,370,000	—	—	7,370,000	27	1,000,000	工程調整のため
合	計		24,089,085,000	15,209,823,562	8,852,327,000	—	—	8,852,327,000	26,934,438	14,000,000	

○ 参考

地方公営企業法ぬきがき

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

繰越明細表

(単位：円)

事業名	工事名	繰越額	繰越理由
基幹施設整備工事	北神地区送水施設の再整備	1,038,698,000	工程調整のため
	4 拡送水トンネル等の更生	444,335,000	
	奥畑妙法寺送水連絡管整備	362,451,000	
	千苺浄水場中央監視施設更新	357,500,000	
	上ヶ原浄水場再整備	236,119,000	
	その他の基幹施設整備	1,965,496,000	
	計	4,404,599,000	
配水管整備増強工事	経年配水管整備	3,838,915,000	
		計	
建物改良工事	緊急時対応拠点の改良	8,800,000	
		計	
貯浄配水施設整備改良工事	土木構造物等整備改良	374,058,000	
	機械設備改良	162,140,000	
	電気設備改良	56,445,000	
		計	592,643,000
固定資産費	配水減圧弁水圧データ提供等業務	7,370,000	
		計	7,370,000
	合計	8,852,327,000	

令和4年度神戸市工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明		
						国庫支出金	企業債	その他					
1	資本的支出	1	建設改良費	取浄配水施設改良工事	2,104,478,000	1,661,557,474	329,751,000	—	60,000,000	269,751,000	113,169,526	—	工程調整のため
合 計			2,104,478,000	1,661,557,474	329,751,000	—	60,000,000	269,751,000	113,169,526	—			

○ 参 考

地方公営企業法ぬきがき

(予算の繰越)

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

繰越明細表

事業名	工事名	繰越額	繰越理由
取浄配水設備改良工事	配水管更新	261,771,000	} 工程調整のため
	上ヶ原浄水場設備更新	67,980,000	
合 計		329,751,000	